

東京農工大学間接経費・管理的経費取扱要項

(平成 28 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この要項は、東京農工大学(以下「本学」という。)における間接経費・管理的経費の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「間接経費・管理的経費」とは、競争的資金に係る間接経費又はその他の外部資金で一定の率を乗じて算出したものをいい、これらの受入れに伴い、間接的に必要となる管理的経費に充てるものをいう。
- (2) 「直接経費」とは、1 件の契約金額、受入金額又は交付金額のうち、間接経費・管理的経費を除いた金額をいう。
- (3) 「部局」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 2 条から第 6 条に規定する部局のうち、会計年度予算基本方針において予算を配分することとされた部局をいう。
- (4) 「共同研究費」とは、東京農工大学共同研究取扱規程及び東京農工大学共同研究講座規程の適用を受ける資金をいう。
- (5) 「受託研究費」とは、東京農工大学受託研究取扱規程の適用を受ける資金（再委託を含む。）をいう。
- (6) 「受託事業費」とは、外部からの委託による資金のうち、受託研究費を除く資金をいう。
- (7) 「学術指導料」とは、東京農工大学学術指導規程の適用を受ける資金をいう。
- (8) 「寄附金」とは、国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程及び東京農工大学寄附講座に関する規程の適用を受ける資金をいう。
- (9) 「補助金等」とは、国立大学法人東京農工大学補助金等経理事務取扱規程の適用を受ける資金をいう。
- (10) 「共同研究員料」及び「受託研究員料」とは、東京農工大学諸料金に関する規程第 18 条及び第 19 条に規定する資金をいう。
- (11) 「外国人受託研修員研修料」とは、東京農工大学外国人受託研修員規程の適用を受ける資金をいう。
- (12) 「算定基準額」とは、別表に定める、資金毎に定めた間接経費・管理的経費の算定に必要な直接経費の額又は資金の額をいう。

(間接経費・管理的経費の受入方法)

第3条 間接経費・管理的経費は、競争的資金又はその他の外部資金を受け入れる際に併せて受け入れるものとする。

2 間接経費・管理的経費の資金の区分毎の適用率は、別表に定める。

3 間接経費・管理的経費の額は、算定基準額に前項に規定する適用率を乗じて算定し、必要に応じて千円未満の端数を切り捨てることができるものとする。ただし、別表の4の区分の資金において、直接経費の額に光熱水料等を含めることが可能なときは、当該光熱水料等の額によるものとする。

(間接経費・管理的経費の免除等)

第4条 間接経費・管理的経費を受け入れることができない理由があるときは、東京農工大学外部資金等受入審査会要項第3条に定める審査会「以下「審査会」という。」の承認を得て、間接経費・管理的経費を受け入れないことができる。ただし、次条に定める間接経費・管理的経費の代替財源徴収を免除することはできない。

2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資金においては、間接経費・管理的経費を減額又は免除するとともに、減額又は免除した額については次条に定める間接経費・管理的経費の代替予算徴収の対象としないことができる。

(1) 受託事業費

(2) 本学の役職員からの寄附金

(3) 本学の学生又は日本学術振興会特別研究員からの寄附金

(4) 一般財団法人東京農工大学教育研究振興財団又は農工大ティー・エル・オー株式会社からの寄附金

(5) その他資金を獲得した者の申し出により、学長が認めたもの

(間接経費・管理的経費の代替財源徴収)

第5条 第3条第1項の規定により受け入れた間接経費・管理的経費の額が、第3条第3項の規定により算定された額に満たないときは、学長は、当該間接経費・管理的経費が配分される部局が管理する大学運営費又は寄附金から、その差額を徴収するものとする。

(部局への間接経費・管理的経費の配分率)

第6条 間接経費・管理的経費の部局への配分率は、会計年度予算基本方針において定める。

(事務)

第7条 間接経費・管理的経費の取扱いについては、研究推進部研究支援課が関係部局の協力を得て処理する。ただし、第6条に定める事務は、財務部財務課が処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、間接経費・管理的経費に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に受け入れた共同研究費、受託研究費、学術指導料、寄附金及び補助金等については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表) (第 3 条関係)

区分	算定基準額	適用率
1. 共同研究費 (3、4 及び 5 の区分を除く。)	直接経費の額	20%
2. 受託研究費 (3、4 及び 5 の区分を除く。)	直接経費の額	30%
3. 共同研究費及び受託研究費のうち、国 (国との間に委託契約を締結した者を含む。以下同じ。)、地方公共団体又は独立行政法人等との契約において、間接経費若しくは一般管理費に関する定めのあるもの	直接経費の額	国、地方公共団体又は独立行政法人等との契約において定める間接経費若しくは一般管理費の適用率
4. 共同研究費及び受託研究費のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人等との契約において、間接経費若しくは一般管理費に関する特段の定めのないもの	直接経費の額	20%
5. 海外の企業等から受け入れた共同研究費、受託研究費、学術指導料及び寄附金のうち、契約又は受入の手続きに際して先端産学連携研究推進センターの予算を使用する必要のあるもの	直接経費の額	30%
6. 受託事業費	直接経費の額	受託研究費と同様
7. 学術指導料 (5 の区分を除く。)	直接経費の額	20%
8. 寄附金 (5 の区分を除く。)	受入金額	20%
9. 補助金等のうち、国又は補助事業者が定める補助金交付要綱若しくは補助金取扱規程等で定めのあるもの	直接経費の額	国又は補助事業者が定める補助金交付要綱若しくは補助金取扱規程等で定める適用率

10. 共同研究員料及び受託研究員料	受入 金額	16.7%
11. 外国人受託研修員研修料	受入 金額	5%